

学術委員会研究委員会 (別表) 経費の範囲

第1条 支出されるもの

- ・ 研究用物件費 (研究用機器備品・消耗品)
- ・ 機器備品等の維持管理費用 (修繕費・保守費)
- ・ 図書 (研究用図書)
- ・ 研究用資料の複写代
- ・ 研究に関連した通信費 (郵便・宅急便を含む)
- ・ 謝金
 - ・ 特別講義・講演料・臨床試験被験者への謝金・謝礼
(研究計画書にあるもの。源泉徴収をしなければいけない場合があるため、立替払いは不可。現金で支払う場合は、必ず受領証 (本人の署名・捺印が必要) を徴収してください。)
- ・ 校正料
- ・ 翻訳料
- ・ 学生等ボランティア料、研究協力者への謝金・謝礼 (一日 5,000 円以下)
- ・ 国内研究出張旅費
 - ・ 学会出張旅費 (研究課題に関連したもの。ただし、小児循環器学会を除く。)
 - ・ 資料収集・研究調査等出張旅費
- ・ 外国研究出張旅費 (研究課題に関連したもの)
- ・ 学会参加費 (研究課題に関連したもの。ただし、小児循環器学会を除く。)
- ・ 研究会合費 (昼 1000 円以下、夕 2000 円以下、アルコールを伴う会合は不可)
- ・ 論文掲載料
- ・ 研究用ホームページ費用 (立ち上げ・更新)
- ・ 人を対象として実施する研究において加入する傷害保険の保険料
(研究遂行上、被験者の安全確保等で加入が必須であると判断した場合。契約内容に沿っているか、研究課題の目的に沿っているかが支出の判断基準となる。判断に迷う場合は、研究委員会へご相談ください。)

第2条 支出できないもの

- ・ 結婚祝・出産祝・お見舞い・弔事・開業祝、就任祝等の現金・電報代・花代・菓子代・品物代
- ・ 学会運営費
- ・ 中元・歳暮等
- ・ 学会懇親会費
- ・ 下記のような消耗品 (研究に使用するものを除く)

食器、家電（掃除機・家庭用冷蔵庫等、オーブンレンジ、ポット等）、フィルター類（掃除機・加湿器等）、BGM用CD等、研究目的以外の図書・雑誌

第3条 主な使用制限

① 他の経費との合算使用

使用目的（使途）が定められている複数の研究費を合算してひとつの契約にかかる支払を行うこと。合算使用は研究費の使途の制限に抵触するため認められませんが、ひとつの契約であっても使用区分を明確にして、それぞれの目的に応じて経費を充当する場合や、使途に制限のない他の経費を加えて、使用する場合は例外的に容認される場合があります。

② 目的外使用

研究目的以外のものや、研究と直接関係のないものに使用することはできません。

③ 研究期間外の使用

本研究費等の使用は交付内定通知日（もしくは契約締結日）から可能となり、特段のさだめがなければ、それ以前に使用した経費を支出することはできません。また、研究期間の最終日までに納品され使用したものでなければ支出できません。（研究期間終了間際に経費の使用が集中しないよう、計画的に使用してください。）

※ 研究期間を超える複数年のソフトウェアのライセンス購入などにも注意してください。

④ その他

- ・建物等の施設の整備
- ・研究中に発生した事故・災害の処理
- ・研究代表者または研究分担者の人件費・謝金
- ・アルコール飲料類